

新農委告示第 5号

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定に基づき下記のとおり別段の面積を定めたので、同法施行規則第18条の規定により公示する。

令和2年4月10日

新郷村農業委員会

会長 日向 將 行

記

区 域	別段の面積
新郷村全域	30アール

（設定理由）

高齢化等により遊休農地が増加傾向にある状況から、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件の原則を弾力化することにより新規就農等を促進し、農地の保全及び有効利用を図ることを目的に、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づき別段の面積を設定するものである。